

資料編

資料編

資料1. 北谷町障がい者計画審議会規則

平成30年3月20日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成20年北谷町条例第22号)第3条の規定に基づき、北谷町障がい者計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北谷町障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町障がい者計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町障がい者計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者等
- (2) 障がい者の自立又は社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者又はこれに準ずる者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料2. 北谷町障がい者計画審議会委員名簿

	職名	氏名	所属・役職
1	委員	なかち ゆい 仲地 由衣	NPO 法人 沖縄県自立生活センター・イルカ 職員
2	委員	こめす あやこ 米須 綾子	「そら」Jokinawa(中部地域発達障がい児を支える親の会) 代表
3	委員	かようだ ちようえい 嘉陽田 朝栄	ニライの里保護者会 会長
4	副会長	きんじょう こうとく 金城 宏徳	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 会長
5	委員	むらかみ さよこ 村上 佐代子	北谷町民生委員児童委員協議会 委員
6	委員	かみや まきと 神谷 牧人	株式会社 アソシア 代表取締役 CEO
7	委員	ながとも ひろゆき 長友 博之	株式会社 奏ホールディングス 奏・相談事業所 相談支援専門員
8	委員	とけし なおと 渡慶次 直人	有限会社 ケアセンターきらめき 代表取締役社長
9	委員	みやぎ さとし 宮城 聡	医療法人卯の会 新垣病院 地域医療部長
10	委員	しまぐる のぶなり 島袋 展成	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部 就労訓練推進員
11	委員	いで かずひろ 井手 一宏	沖縄県立はなさき支援学校 校長
12	委員	とがし きょうへい 富樫 恭平	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター 主任相談支援員
13	会長	しまむら さとる 島村 聡	沖縄大学 人文学部福祉文化学科 教授
14	委員	おかむら えつこ 岡村 悦子	北谷町自治会長連絡協議会 美浜区自治会長
15	委員	しろま もりたか 城間 盛尚	北谷町商工会 事務局長

設置根拠:北谷町障がい者計画審議会規則(平成30年4月～)

資料3. 北谷町地域自立支援推進協議会設置規則

平成25年2月19日

規則第4号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者及び障がい児並びにその家族(以下「障がい者等」という。)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、北谷町地域自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 北谷町障害福祉計画に係る意見に関すること。
- (3) 北谷町障がい者計画の推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者等の運営評価に関すること。
- (6) その他協議会に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者等
- (2) 自治会長
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 障害福祉サービスに従事する者
- (5) 福祉・保健・医療機関に従事する者
- (6) 教育機関に従事する者
- (7) 雇用機関及び企業に従事する者
- (8) 町職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第8号に規定する委員は、保健衛生課長、子ども家庭課長、都市計画課長、経済振興課長及び学校教育課長をもって充てるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、第2条各号に掲げる事項の課題を審議する。

2 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、第3条第1項に規定する委員及びその関係者のうちから協議会において選出する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認められるときは、部会の構成員以外の者に対し部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 部会の庶務は、次条に定める事務局会議において処理する。

(事務局会議)

第7条 地域の課題を集約し、整理・分析するため、協議会に事務局会議を置く。

2 事務局会議の構成員は、住民福祉部福祉課及び北谷町相談支援事業を実施する事業者とする。

3 事務局会議は、住民福祉部福祉課が定期的に招集し、その会議の進行を務める。

(遵守事項)

第8条 協議会の委員並びに部会及び事務局会議の構成員は、秘密の保持に関する法令等を遵守するとともに、会議において知り得た個人情報については、いかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に北谷町地域自立支援推進協議会設置要綱(平成20年北谷町訓令第10号)に基づき委嘱又は任命された委員である者は、この規則の規定により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、北谷町地域自立支援推進協議会設置要綱の規定による任期の残任期間とみなす。

附 則(平成26年規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第22号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料4. 北谷町地域自立支援推進協議会委員名簿

	職名	氏名	所属・役職
1	委員	岸本 智 <small>きしもと さとし</small>	北谷町身体障害者協会 副会長
2	副会長	岡村 悦子 <small>おかむら えつこ</small>	北谷町自治会長連絡協議会 美浜区自治会長
3	委員	安座間 好徳 <small>あざま よしのり</small>	北谷町民生委員児童委員協議会 会長
4	委員	神谷 牧人 <small>かみや まさと</small>	株式会社 アソシア 代表取締役 CEO
5	委員	佐喜真 勇希 <small>さきま ゆうき</small>	株式会社 奏ホールディングス 代表取締役
6	委員	渡慶次 直人 <small>とけし なおと</small>	有限会社 ケアセンターきらめき 代表取締役社長
7	会長	金城 宏徳 <small>きんじょう こうとく</small>	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 会長
8	委員	新里 齊 <small>しんざと ひとし</small>	琉球メディカルズ 管理者兼主任介護支援専門員
9	委員	宮城 聡 <small>みやぎ さとし</small>	医療法人卯の会 新垣病院 地域医療部長
10	委員	富樫 恭平 <small>とがし きょうへい</small>	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター 主任相談支援員
11	委員	島袋 展成 <small>しまぶくろ のぶなり</small>	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部 就労訓練推進員
12	委員	名嘉 夏海 <small>な か なつみ</small>	はなさき支援学校 コーディネーター
13	委員	山川 満利子 <small>やまかわ まりこ</small>	北谷町商工会 副会長
14	委員	大嶺 徹 <small>おおみね とおる</small>	北谷町教育委員会 学校教育課長
15	委員	浜元 盛仁 <small>はまもと もりひと</small>	北谷町住民福祉部 保健衛生課長
16	委員	前原 さゆり <small>まえはら さゆり</small>	北谷町住民福祉部 子ども家庭課長
17	委員	川満 章秀 <small>かわみつ あさひで</small>	北谷町建設経済部 都市計画課長
18	委員	勢理客 一之 <small>せりきゃく かずゆき</small>	北谷町建設経済部 経済振興課長
19	委員	米須 綾子 <small>こめす あやこ</small>	「そら」Jokinawa(中部地域発達障がい児を支える親の会) 代表

設置根拠:北谷町地域自立支援推進協議会設置規則(令和2年4月～)

資料5. 北谷町障がい者計画策定委員会設置要綱

平成18年7月25日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、北谷町障がい者計画を策定するため、北谷町障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 北谷町障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町障がい者計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町障がい者計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は住民福祉部長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、委員会の下に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会員は、委員会を構成する関係課の職員のうちから、委員長が選任する。

3 部会に部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(北谷町障害者計画委員会設置要綱の廃止)

2 北谷町障害者計画委員会設置要綱(平成9年訓令第21号)は、廃止する。

附則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成23年訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成25年訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成30年訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和元年訓令第24号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和5年訓令第11号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

補職名
住民福祉部長
総務部長
建設経済部長
教育部長
企画財政課長
基地・安全対策課長
子ども家庭課長
保健衛生課長
経済振興課長
都市計画課長
学校教育課長
社会教育課長

資料6. 北谷町障がい者計画策定委員会・作業部会委員名簿

(1)北谷町障がい者計画策定委員会委員名簿

	職名	氏名	役職名
1	委員長	よぎ つかさ 与儀 司	住民福祉部長
2	副委員長	にしだ ゆき 西田 由紀	総務部長
3	委員	たなか やすじ 田中 康児	建設経済部長
4	委員	たまなほ おさむ 玉那覇 修	教育部長
5	委員	はなしら かつと 花城 可津人	企画財政課長
6	委員	きんじょう むつひこ 金城 睦彦	基地・安全対策課長
7	委員	まえはら さゆり 前原 さゆり	子ども家庭課長
8	委員	はまもと もりひと 浜元 盛仁	保健衛生課
9	委員	くだ ともかず 久田 友一	経済振興課長
10	委員	かわみつ あきひで 川満 章秀	都市計画課長
11	委員	おおみね とおる 大嶺 徹	学校教育課長
12	委員	みやぎ あや 宮城 亜矢	社会教育課長
13	委員	いは たかのり 伊波 孝規	教育部長
14	委員	ひが けいぶん 比嘉 敬文	基地・安全対策課長
15	委員	せりきやく かずゆき 勢理客 一之	経済振興課長

※下線の者は人事異動に伴い、令和6年4月1日から委員に就任した者

(2)北谷町障がい者計画策定委員会作業部会員名簿

	職名	氏名	役職名
1	部会長	<small>なかむら たくろう</small> 仲村 卓郎	都市計画課 技幹兼計画係長
2	副部会長	<small>おおしろ トモこ</small> 大城 トモ子	保健衛生課 健康係長
3	部会員	<small>よなは まさし</small> 与那覇 政志	基地・安全対策課 住民安全係長
4	部会員	<small>いは たすく</small> 伊波 祐	子ども家庭課 子ども園係長
5	部会員	<small>おおしろ まえみ</small> 大城 真笑美	学校教育課 指導係長

資料7. 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和5年 (2023年)	9月20日～ 10月31日	●「北谷町障がい者計画策定に係るアンケート調査」 対象:障がいのある18歳以上の人(944人) 障がいのあるお子さんと保護者(112人) 施設に入所されている人(25人) 18歳以上の町民(1,300人)
	11月30日	●令和5年度第1回北谷町障がい者計画作業部会 ・会議の目的と位置付け ・部会長、副部会長の選出 ・北谷町障がい者計画アンケート調査報告書について ・第5次北谷町障がい者計画たたき台について
	12月8日	●第2回北谷町障がい者計画作業部会 ・計画の基本目標と体系について ・関連施策について
	12月15日	●北谷消防署ヒアリング
	12月20日	●沖縄警察署ヒアリング
	12月22日	●令和5年度第1回北谷町障がい者計画策定委員会 ・障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
	令和6年 (2024年)	3月1日～ 3月11日
3月26日		●第3回北谷町障がい者計画作業部会 ・第5次北谷町障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
4月5日		●令和6年度第1回北谷町障がい者計画策定委員会 ・障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
4月19日		●第1回北谷町障がい者計画審議会 ・審議会委員委嘱 ・会長、副会長の選出 ・第5次北谷町障がい者計画について(諮問) ・第5次北谷町障がい者計画(案)の概要説明について ・第5次北谷町障がい者計画(案)の検討について
5月22日		●第2回北谷町障がい者計画審議会 ・第1回審議会の審議内容について ・第5次北谷町障がい者計画(案)の検討について

年	月 日	内 容
令和6年 (2024年)	7月5日	●第1回北谷町地域自立支援推進協議会 ・第7期北谷町障害者福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画について
	7月10日	●令和6年度第2回北谷町障がい者計画策定委員会 ・第5次北谷町障がい者計画(案)について
	8月1日	●第3回北谷町障がい者計画審議会 ・第5次北谷町障がい者計画(案)について ・答申書及び提言書(案)の検討について
	9月19日～ 10月18日	●第5次北谷町障がい者計画等策定におけるパブリックコメントの実施(提出意見4件)
	11月8日	●第5次北谷町障がい者計画の答申

資料8. パブリックコメントの結果(障がい者計画)

令和6年11月7日

第5次北谷町障がい者計画(案)に対する意見募集の結果について

第5次北谷町障がい者計画(案)に対して、皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1 意見募集の期間

令和6年9月19日(木曜日)～令和6年10月18日(金曜日)

2 意見等を提出できる方

- (1)本町に住所を有する方
- (2)本町に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本町に通勤又は通学する方
- (4)本町に対して納税義務を有する方

3 閲覧場所

- (1)北谷町公式ホームページ
- (2)北谷町役場1階 福祉課窓口
- (3)北谷町地域活動支援センターたんぽぽ
- (4)北谷町保健相談センター
- (5)ちゃたんニライセンター
- (6)北谷町社会福祉協議会

4 周知方法

- (1)北谷町公式ホームページへの掲載
- (2)北谷町公式LINEでの情報発信
- (3)閲覧場所へのポスター設置

5 提出方法

- (1)北谷町役場1階 福祉課へ直接持参
- (2)郵便(〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号)
- (3)ファクシミリ(FAX番号098-982-7715)
- (4)電子メール(fukushika@chatan.jp)
- (5)電子申請(<https://logoform.jp/form/SkdW/728491>)

6 提出件数

提出者1名(電子申請1名)、提出意見3件

7 ご意見と町の考え方・対応方針

整理番号	該当箇所	意見内容	担当課	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	P35	内容については勉強になりました。ありがとうございます。中学校では急に支援の人数が減るのは気になりましたが、年齢的なものもあるんですかね。	学校教育課	ご意見のとおり、中学校における支援内容については、幼稚園や小学校で行っていた安全面や生活面での配慮から、成長と共に学習活動上の支援ニーズが移行するため、支援が必要な生徒数が減少する場合があります。	原文のとおり
2	P43	P43の障がいのある人のアンケートが一番興味を持ち、やはり当事者が求めている物と支援する側のサービスの一致が一番大切なのかと感じる。	福祉課	ご意見のとおり、良質なサービスを提供するためには、利用者及びその家族の生活に対する意向等を踏まえた対応が必要と考えます。頂いたご意見を踏まえ、事業者や関係機関との連携を図りながら、利用者及びその家族の意向に沿ったサービスの提供に努めます。	原文のとおり
3	P51	P51もわかりやすいです。交通機関も必要ですが以前、白杖を持ってジミーから謝苅に向けて移動している方が横断歩道を渡ろうとして車と接触しそうになっていました。車の数もありますが、道路の整備も必要だと感じます。自分で移動したい人もいらっしゃるのかと思った。	基地・安全対策課 土木課 福祉課	ご意見のとおり、障がいのある人が安心して外出するためには、さまざまな施策が必要と考えます。頂いたご意見を踏まえ、P78～P79「(1)外出・移動支援の推進」の各個別施策を推進します。	原文のとおり

資料9. パブリックコメントの結果(障害福祉計画・障がい児福祉計画)

令和6年11月7日

第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画(案)に対する 意見募集の結果について

第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画(案)に対して、皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1 意見募集の期間

令和6年9月19日(木曜日)～令和6年10月18日(金曜日)

2 意見等を提出できる方

- (1)本町に住所を有する方
- (2)本町に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本町に通勤又は通学する方
- (4)本町に対して納税義務を有する方

3 閲覧場所

- (1)北谷町公式ホームページ
- (2)北谷町役場1階 福祉課窓口
- (3)北谷町地域活動支援センターたんぽぽ
- (4)北谷町保健相談センター
- (5)ちゃたんニライセンター
- (6)北谷町社会福祉協議会

4 周知方法

- (1)北谷町公式ホームページへの掲載
- (2)北谷町公式LINEでの情報発信
- (3)閲覧場所へのポスター設置

5 提出方法

- (1)北谷町役場1階 福祉課へ直接持参
- (2)郵便(〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号)
- (3)ファクシミリ(FAX番号098-982-7715)
- (4)電子メール(fukushika@chatan.jp)
- (5)電子申請(<https://logoform.jp/form/SkdW/728491>)

6 提出件数

提出者1名(電子申請1名)、提出意見1件

7 ご意見と町の考え方・対応方針

整理番号	該当箇所	意見内容	担当課	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	P26	P26の補装具の費用については、最低でも2年に1回は補助を出して欲しい。子どもたちは成長するので。でも北谷町は福祉面などはとても充実しつつあると感じています。他の市町村より引越してきた方も聞いたことあるため。	福祉課	国の指針やガイドラインに基づき、身体障がい児に対する義肢及び装具の支給については、成長速度や使用環境等の心身の発育課程の特殊性を考慮し、耐用年数に代えて使用年数を定めて対応しています。児童の成長等やむを得ない理由と認められる場合は給付申請ができますので、お悩みの方がいらっしゃいましたら福祉課へご相談ください。	原文のとおり

資料10. 諮問書

北福6第431号
令和6年4月15日

北谷町障がい者計画審議会 会長 様

北谷町長 渡久地 政志

第5次北谷町障がい者計画について(諮問)

北谷町障がい者計画審議会規則第2条の規定に基づき、第5次北谷町障がい者計画について、貴審議会の意見を求めます。

第5次北谷町障がい者計画(案) 別紙のとおり

資料11. 答申書

北 障 審 第 1 号
令和6年11月8日

北谷町長 渡久地 政志 様

北谷町障がい者計画審議会
会 長 島 村 聡

第5次北谷町障がい者計画について(答申)

令和6年4月19日に諮問を受けました、「第5次北谷町障がい者計画(案)」について、当審議会において慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり計画案を策定しましたので、答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、目標像「障がいのある人もない人も地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」の実現に向けて、町民や関係団体等との協働により適切・着実に推進されるよう、下記のとおり、意見を附します。

記

1. 障害福祉サービス事業所の支援について

北谷町においては、近隣自治体と比較して賃料が高いこと等が障害福祉サービス事業所の参入にあたって大きな障壁となっている。

障害福祉サービス事業所等の運営実態を分析し、家賃を補助するといった参入を促進するための支援を着実に推進すること。

2. 保育所や学校等における支援の充実及び連携強化について

北谷町内の保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校においては、特別な支援を必要とするこどもの数が年々増加している。

こどものライフステージの変化に応じて、切れ目のない支援が提供できるよう、保育所・認定こども園・幼稚園・学校関係者等の連携強化、児童発達支援センター機能の整備等を着実に推進すること。

3. 災害時の対策について

令和6年4月3日、台湾付近を震源とする地震に伴う津波警報の発出に際し、障がいのある人・子どもにおいては避難方法等についての課題が明らかとなった。

課題を踏まえ、避難行動要支援者とされる障がいのある人、子どもに対する個別避難計画の作成を着実に推進すること。特に、電源確保などの医療的ケアを必要とする者への支援方法について検討すること。

4. 障がいのある外国にルーツを持つ子どもへの支援について

北谷町在住の外国人は増加傾向にある。また、既に北谷町内の障がい児関連施設において外国にルーツを持つ子どもの利用があることから、今後障がいのある外国にルーツを持つ子どもへの支援の必要性が高まることが想定される。

外国にルーツを持つ子どもに対する支援策の検討、関係部署・関係機関との協働による支援体制の構築を図ること。

5. 障害福祉に関わる人材の確保と育成について

北谷町内の障害福祉サービス事業所に対し、新たな参入を促すことも重要であるが、サービスを支える人材の確保・定着を着実に推進すること。

6. 包括的かつ重層的な支援体制の確立について

障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、障がいのある人に対する市内の包括的な支援体制と専門職と地域住民が共同した重層的支援体制の確立が必要であることから、北谷町社会福祉協議会、民生委員等の地域福祉人材、地域住民との連携・協働体制を強化すること。

7. 障がい者計画の進捗管理について

本計画の進捗状況については、PDCA サイクルを回し、施策がどの程度実行されたか、指標設定は適切であったかを常に検証していく必要がある。

本計画で設定された指標に対し、定期的に調査、分析及び評価を行い、施策の有効性について検証すること。また、新たな課題が発生した場合には、必要に応じて、見直しを検討すること。

以上

第5次北谷町障がい者計画
及び第7期北谷町障害福祉計画・
第3期北谷町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も地域とともに、
いきいきと暮らせるまち・北谷

発行年／令和6年(2024年)12月

編集・発行／北谷町 住民福祉部 福祉課

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

電話:098-936-1234(代表)

FAX:098-926-1474

委託事業者／株式会社エコパル舎

